

匿名・流動型犯罪グループ

名・流動型犯罪グループ（略して「トクリュウ」）による事件が、社会を騒がせ続けている。本稿ではまず、トクリュウとはどのような存在なのかについて、現在までにわかっていることを整理する。トクリュウによって引き起こされる犯罪の特徴にも触れる。最後に、このような犯罪を減らしていくためにいかなる対応策が考えられるかについて、被害者の圧倒的多数を占める高齢者の自衛策を中心に論じる。

「ルフィ事件」の衝撃

トクリュウが社会的に大きな注目を浴びるようになったきっかけは、2022年から23年にかけて、全国で相次いで発生した強盗事件だ。警察が逮捕した実行役のスマートフォンを解析したところ、「ルフィ」「キム」などと名乗る人物が、フィリピ

高齢者を狙う「闇バイト」の背景

匿名・流動型犯罪グループ トクリュウの実態

京都大学大学院教育学研究科教授 岡邊 健

ンから指示をしていることが判明——SNSで募った実行役に対し、通信アプリ「テレグラム」を通じて、犯行の日時、場所、手口などを伝えていたという、一連の事件である。とりわけ、23年1月に東京都狛江市で発生した強盗殺人事件は、世間に少なからぬ衝撃を与えた。犯人は、90歳の女性宅に宅配業者を装って押し入り、女性の両手を結束バンドで縛って、腹や背をバールで殴るなどして死亡させたりえで、高級腕時計などを奪った。女性宅に侵入した実行犯は4人で、うち2人は20代の男性、1人は当時19歳の大学生であった。ちなみに、当時10代のこの男性は、22年4月施行の改正少年法の規定により「特定少年」と位置づけられ、起訴後に実名を伝える報道機関もあった。裁判では、暴行自体への関与

はないものの、暴力を振るう可能性
があることを認識していたとされ、
今年9月に懲役23年の実刑判決を受
けている（その後本人が控訴）。

白昼の銀座での時計店強盗も

周知のように指示役のルフィらは、
2023年2月、フィリピンから日
本に移送された。同一グループの可
能性がある強盗や窃盗は、10を超え
る都府県で数十件にのぼるとみられ
る。そして、これこそがトクリュウ
の最大の特徴であるが、逮捕された
三十余人は、会社員、建設作業員、
学生などさまざまで、事件ごとに実
行犯は異なる組み合わせであった。
事件全体を俯瞰すれば、確かに同一
グループによる犯罪なのだが、その
グループを構成する実行犯役のメン
バーは流動的であり、互いに面識が
ないことすらあるのだ。

おかべたけし

1975年生まれ。東京大学大学
院教育学研究科博士後期課程
中退。博士（社会学）。科学
警察研究所、山口大学などを
経て現職。専門は犯罪社会学、
教育社会学。著書に『現代日
本の少年非行』、編著書に
『犯罪・非行の社会学』『犯
罪・非行からの離脱』、監訳
書にティム・ニューバーン著
『犯罪学』など。

特集●——「孤老」時代をどう生きるか

東京・銀座の高級時計店に仮面姿
の集団が押し入った事件も、記憶に
新しい。23年5月に起きたこの事件
は、実行犯に16歳の少年が含まれて
いたことも相まって、社会の耳目を
集めた。暴力団関係者から金銭を要
求されていた1人が強盗の遂行を持
ちかけられ、知人らを誘って敢行し
たと報じられている。前述のルフィ
らの逮捕後に起きているから、指示
役は別にいたと考えられる。これも
トクリュウによる犯罪とみてよいだ
ろう。

暴対法と暴力団の衰退

それでは、なぜいま、トクリュウ
が日本社会の脅威になっているので
あろうか。以下では、トクリュウの
登場に至るまでの流れを概説する。
長らく日本の組織犯罪といえば、
暴力団による犯罪が想定されてきた。

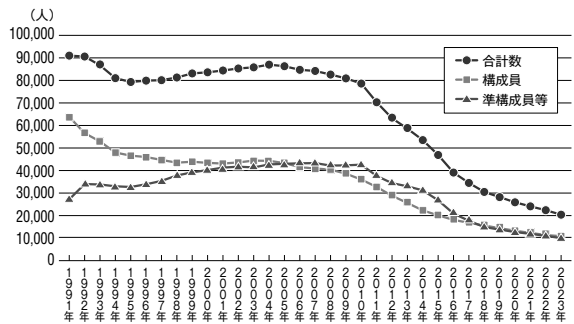
暴力団が社会の脅威である現状は、いまなお続いている。ただ、その勢力は近年、急速に衰えてきている。

図1は、1991年以降の暴力団構成員および準構成員の数の推移である。準構成員とは、「暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者、又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力若しくは関与する者」と定義されている。

この図からわかるのは、構成員、準構成員ともに、過去30年間で大きく減衰しているということである。91年には6万3800人もいた暴力団構成員は、いまでは6分の1以下の1万400人にまで落ち込んでいる。

その最大の要因は、92年に施行さ

図1 暴力団構成員等の推移



※数値は各年末現在

出典：警察庁組織犯罪対策部「令和5年における組織犯罪の情勢」

れた暴力団対策法（暴対法）だ。暴対法の基本的スキームは、都道府県の公安委員会に「指定暴力団」と認定されると、その暴力団は口止め料、みかじめ料、用心棒代等の要求が禁止されるといふものだ。禁止行為を行った場合、その行為者や組長に中

止命令が出され、命令に従わなければ警察は彼らを逮捕することができる。

同法が狙った通り、実際に暴力団は資金源を細らせ、この20～30年間で、基本的な衰退の一途をたどった。04年から11年にかけて、全国の自治体で順次制定された暴力団排除条例による規制の強化も、そのことに大きく寄与したものと思われる。

半グレの台頭

ただ、注目したいのは、2010年以降の暴力団の急激な衰退と時を同じくして、新興の組織犯罪集団が力を持つようになった点である。ヤクザの影響力の低下によって生じた「闇社会の空隙」を埋めるように登場したともいえるかもしれない。

そのような集団（あるいはその集団を構成する個人）は、後に「半グ

レ」と呼ばれるようになる。ノンフィクション作家の溝口敦氏が命名した半グレは「堅気とヤクザとの間の中間的な存在」である。実に絶妙な呼称で、「半分グレている」という意のほかに、「黒でも白でもない中間的な灰色のグレーでもあり、グレーゾーンのグレーでもある」（溝口敦『ヤクザ崩壊——侵食される六代目山口組』講談社、2011年）。

同書のなかで溝口氏は、暴力団と対比させて、半グレの特徴を4点挙げている。

①暴力団に籍を置いていないから、暴対法の適用を受けない

②匿名性、隠密性があり（グループ名、経歴などを隠す）、詐欺的な犯罪に手を染める

③年齢層が若く（20～30代が中心）、人間関係にドライでIT関係のシノ

ギ（商売）が得意
④志望者は増えている

これらの特徴は、後述するトクリウのそれと重なっている。半グレのいわば「進化系」がトクリウであるとも評し得る。

ちなみに、半グレの名を社会に知らしめた事件が、2010年に起きている。歌舞伎役者の市川海老蔵さん（当時）が、東京・西麻布の会員制バーで暴行を受けた事件である。加害者の属していたグループは、元暴走族メンバーを中心に組織化された典型的な半グレであった。

警察庁の「準暴力団」概念

警察庁は、2013年3月に全国の警察に出した通達のなかで、この種の集団に対する取り締まりの強化に乗り出す。そこで登場した概念が

「準暴力団」である。『平成25年版警察白書』から、定義部分の記述引用する。

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている。こうした集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在する。警察では、こうした集団を準暴力団と定義し、実態解明の徹底及び違法行為の取締りの強化等に努めている。

なお、半グレという概念を、警察はこれまでに用いたことがない。ゆえに、半グレと準暴力団との概念の異同（また、その前提としての半グレ

の定義」が問題になるのだが、実は、論者によって見解は割れている。先述の溝口氏は、準暴力団は半グレの言い換えであるとみている。一方、たとえば犯罪社会学者の廣末登氏は、半グレをより広義の概念と捉え、このうち暴力団と密接な関係性を有し、暴力団に近いシノギをしている集団が、準暴力団であるとしている（廣末登『闇バイト——凶悪化する若者のリアル』祥伝社、2023年）。筆者のみるところ、廣末氏の半グレの捉え方は、以下に挙げる警察の定義するトクリュウに近いものであるように思われる。

トクリュウの「誕生」

2023年7月、警察庁は都道府県警察に、組織運営の新たな指針を示した。そして、この指針の重点項目のひとつが「闇バイト」対策であ

り、実はこのなかで初めて「匿名・流動型犯罪グループ」という呼称が用いられたのだ。ルフィ事件などが市民の体感治安を悪化させる懸念が高まるなかで、警察はその撲滅に大きく舵を切ったといえる。

『令和6年版警察白書』の特集のテーマは、「匿名・流動型犯罪グループ」に対する警察の取組である。警察が現在もっとも関心を寄せ、力を注いでいるのがトクリュウであることが、ここからもわかる。同書では、トクリュウの特徴が次のように説明されている。

- ・各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分が匿名化されている
- ・SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、末端の実行犯を言わば「使い捨て」

にするなど、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行う

- ・そのため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではない

つまり、トクリュウの「トク」は、グループの中核部分が匿名化されているという意であり、「リュウ」は実行犯の流動性が高いという意である。これまで使用してきた「準暴力団」概念との関係性はやや判然としない点もあるのだが、どちらかといえば固定的な人間関係の存在を前提とする準暴力団に対して、よりメンバーに流動性があるのがトクリュウである、といった程度の区別がなされているものと思われる。

前述の指針を受けて、全国の警察では今年度から、組織犯罪対策部門に専従班を設けて、部門をまたいでトクリュウの実態解明や摘発に注力

し始めている。従来型の組織犯罪対策部門、刑事部門、生活安全部門の縦割りでは、トクリュウへの効果的な対処が望めないとして、トクリュウ捜査に特化した組織体制の改善を図ったのだ。

トクリュウによる犯罪の特徴

トクリュウによる犯罪は、特殊詐欺、強盗、窃盗、風俗産業への違法なスカウト（紹介）行為、リフォーム詐欺、薬物の密売など多様である。ただ、検挙人員ベースでいえば、窃盗と詐欺で全体の8割程度を占める。強盗事件は社会の耳目を集めやすいが、トクリュウによる主要な犯罪は、間違いなく特殊詐欺である。

いずれの犯罪でも、実行犯はいわゆる「闇バイト」の形で調達されるのが一般的だ。闇バイトは、SNSで「高額バイト」などと謳って募集

されており、直接的に文面には表れていないものの、仕事内容は犯罪行為にほかならない。最近では「インディード」などの大手求人情報サイトでも、「回収」のアルバイトなどと称して募集が行われていると報告されている（『読売新聞』2023年3月16日朝刊）。

応募者たちは、オンライン面接で、まず免許証やマイナンバーカードの情報アップロードを求められる。

最初の時点で指示役に個人情報が握られるため、安易に手を出してしまうと、気づいたときには抜け出せなくなるのが、闇バイトの実相である。なお、首謀者、指示役、実行役の

間の連絡（先述の応募者情報のアップロードを含む）には、テレグラム、シグナルなどのアプリが利用される。こうしたアプリは、設定した一定期間の後に、送受信したメッセージを

自動消去する機能があるため、犯罪に悪用されている。

特殊詐欺の認知件数は、2023年の1年間で約1万9000件（過去10年で最多）、被害額は450億円以上にのぼる。1日平均で、実に1億2000万円もの被害が発生しているのだ。明確なデータはないが、事件のほとんどは、暴力団が主導しているか、トクリュウによってなされていると考えてよいだろう。

高齢者の対策はまず「電話」から

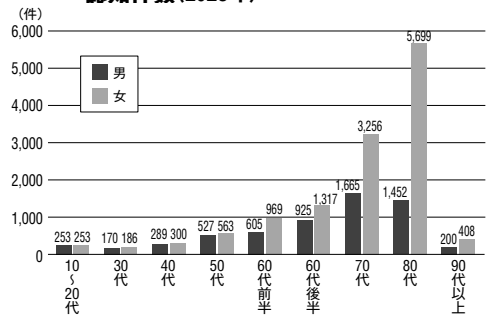
対策を考えるうえで認識しておきたいのは、被害者の大半が高齢者である点だ。60頁の図2は、2023年の特殊詐欺の認知件数を、被害者の性別・年齢層別にみたものだ。65歳以上で全体の78%以上を占めており、とりわけ70代、80代の女性の被害が顕著に多いことがわかる。

科学警察研究所の島田貴仁氏によれば、80代女性が被害を受けるリスク（人口10万人あたり97・0件）は、30代女性（同2・8件）に比べて34・6倍、80代男性（同38・1件）に比べて2・5倍も高くなっている（越智啓太編集代表『特殊詐欺の心理学』所収論文、誠信書房、2024年）。特殊詐欺も強盗も、被害の端緒は自宅にかかってくる電話である。したがって、電話周りの対策が要となる。

まず、固定電話の解約は、最強の対策になる。携帯電話に切り替えることをぜひ検討してほしい（若い世代に聞けば、維持費を抑えて携帯電話を持つ方法を教えてくれるはずだ）。

それが無理な場合、在宅時も「留守番電話」の設定するのが次の選択肢である。とにかく犯人と会話をしないことが重要だからだ。社会心理学者の澁谷泰秀氏の研究によれば、

図2 被害者の性別・年齢層別の特殊詐欺の認知件数(2023年)



出典：警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等（令和5年・確定値）」について（統計データ）」より筆者作成

電話が鳴ったらすぐ受話器を取る人は、特殊詐欺に遭いやすい（『国民生活研究』60巻1号所収論文、2020年）。

ただ、人の習慣はそれほど簡単には変えられない。そこで経済的に余裕があれば、防犯機能付きの電話機への買い替えを勧める（自治体によっては助成金制度や貸出制度がある）。

あわせて、高齢者がいる世帯なら、NNTの「電話に出る前に相手の番号が表示されるサービス」が無料で使えるので、申し込まない手はない。これらの購入や手続きも、子や孫世代の頼れる人に助言をもらおうとよい。やむをえず見ず知らずの人と通話することになった場合は、自分の情報を一切話してはならない。「怪しい」と思うと、むしろ会話を続けて相手の出方を確かめようとしてしまう人は多いが、「怪しい」と思ったらすぐに電話を切るのが鉄則である。不審な電話が、別々の発信者から繰り返しかかってくる場合、犯罪者に出回っている何らかの名簿（正当な手段で作成されてはいないので「闇名簿」などと呼ばれる）に自宅の電話番号が登載されてしまっている可能性が高い。このようなときは、NNTに申し出て電話番号の変更を依頼するとよい。特殊詐欺等の犯罪被

害を受けた、あるいは受けるおそれがある旨を申し出れば、電話番号の変更は無料でできる。

そのほか個人でできる対策として、訪問セールスを一切断る（特に、点検やリフォーム関係は詐欺事例が多いので注意が必要）、「訪問販売お断り」のステッカーを玄関前に貼る（この場合、セールス行為をするだけで自治体によっては条例違反となる）などもある。自宅に現金があること自体が、被害に遭うリスクを高めるため、多額の現金を家に置かず、金融機関に預けることも、重要な対策となる。高額商品の購入者の名簿などが流出して、富裕層が狙いうちにされることもあるので、そうした被害のリスクが高いという自覚があるのなら、防犯性能の高いドアや窓への交換、センサーライトなどの防犯グッズの導入、警備会社への加入も有力な選択肢だろう。

若年層の闇バイト参入を減らすには

トクリュウによる犯罪を防止するためには、組織の実態解明と中核的人物の検挙が不可欠だ。ただ、これらは容易いことではない。ここは、警察に期待するしかない。

一方で、実行犯がいなければ、トクリュウは成立し得ない。特殊詐欺で検挙されるのは、30歳未満が7割以上。警察庁の2023年の統計では、431人の少年が検挙され（全体の18%）、このうち7割以上が受け子（自宅に現金等を取りに行く役）であった。青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないよう、啓発の強化が必要だろう。

法務省法務総合研究所の報告によれば、指示役から「使い捨て」になれる受け子や出し子（詐取した金をATMから引き出す役）であっても、半数近くは「2年以上の実刑」が科

されている（『法務総合研究所研究部報告』64、2023年）。「捕まるリスクは低い」「捕まっても執行猶予になる」という勧誘文句は甘言でしかないことを、エビデンスに基づいて周知する必要があるだろう。

ただ、啓発だけで済む問題でもなさそう。同報告では、犯罪に及んだ背景として「受け子・出し子」の71%に「無職・収入減」が、27%に「借金」があるとしている。犯罪や非行と無縁だった若者が、生活困窮を背景として闇バイトに流れているのは、厳然たる事実である。

失業や困窮状態に陥ったとき、犯罪の世界に足を踏み入れなくてもよいシステムを、私たちの社会は築けていないのではないか。トクリュウはそのような意味でも、現代の社会状況を反映した犯罪現象といえるのかもしれない。

